

国家戦略特別区域法第 8 条第 3 項及び第 4 項に基づく公表及び申出について

平成 26 年 7 月 18 日

関西圏国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、下記のとおり、関西圏国家戦略特別区域に係る区域計画（同条第 1 項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）に定めようとする特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

記

I. 区域計画に定めようとする特定事業の実施主体

1. 医療分野

(1) 保険外併用療養に関する特例

- ・ 国立大学法人大阪大学医学部附属病院（大阪府吹田市）
- ・ 独立行政法人国立循環器病研究センター（大阪府吹田市）
- ・ 国立大学法人京都大学医学部附属病院（京都府京都市）

(2) 病床規制に係る医療法の特例（国家戦略特別区域高度医療提供事業）

- ・ 公益財団法人先端医療振興財団（兵庫県神戸市）

2. 都市再生・まちづくり分野

(1) エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占有事業）

- ・ 一般社団法人グランフロント大阪 TMO（大阪府大阪市）

II. 法第 8 条第 4 項の規定に基づく申出（以下単に「申出」という。）の手続

1. 申出をすることができる事業者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・ 関西圏国家戦略特別区域内において、上記の I. に掲げる特定事業を実施しようとする者であって、当該特定事業の熟度が高く、区域計画認定後速やかに事業を開始できる者であること。
- ・ 当該特定事業が、関西圏国家戦略特別区域について定められた区域方針（法第 6 条第 1 項に規定する区域方針をいう。）に即して、国家戦略特別区域における産

業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものであること。

- ・当該特定事業が、特定事業ごとに法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。

※ 医療分野における「保険外併用療養に関する特例」については、臨床研究中核病院等と同水準であることが必要ですが、現在、その基準が定まっていないため、構成員の選定を保留しており、今回も同様の取扱いとなります。

また、都市再生・まちづくり分野における「旅館業法の特例（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）」については、区域計画に当該特定事業の実施主体として特定の者を定めず、区域計画の認定後に、当該特定事業を行おうとする者は、府県知事（保健所を設置する市にあたっては、市長）の認定を受けることで実施できるものであり、今回の申出の対象ではございません。

なお、同分野における「都市計画等の特例（国家戦略建築物整備事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業等）」については、今回の区域計画に当該特定事業の実施主体として特定の者を定めていないことから、今回の申出の対象ではございません。

2. 申出方法

(1) 提出書類

申出にあたっては、国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年内閣府令第 20 号）第 6 条の規定に基づき、次に掲げる書類を各 1 部提出してください。

(i) 別記様式

(ii) 定款（法人である場合に限る。）及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
その他、必要に応じて参考資料を添付いただいても結構です。

(2) 提出期限

平成 26 年 7 月 31 日（木）17 時までに必着とします。

(3) 提出先

内閣府 地域活性化推進室内 関西圏区域会議担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-1-39 永田町合同庁舎 6 階

（電子メール）i.kokkatoc@cas.go.jp

(4) 提出方法

郵送又は持参にて、提出書類を上記の(3)提出先へご提出ください。なお、郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「関西圏申出書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

「別記様式」は、A4 サイズとし、片面印刷として下さい。
(両面印刷は避けてください。)

(5) その他留意事項

- ・提出いただいた書類については返却いたしませんので、予めご了承願います。
- ・提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けません。ご注意ください。
- ・内容の詳細等を確認することがありますので、「別記様式」には連絡先等を必ず記載してください。

3. 特定事業の実施主体としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと関西圏国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該届出に応じるものとし、区域計画において当該特定事業の実施主体として加えることとします。結果は、決定次第速やかに申出者に通知します。

※ 提出書類の記載内容に基づき、特定事業の実施主体として加えるか判断します。そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、提出書類で要件を満たしているか判断がつかない場合は、要件を満たしていないものと判断することになりますので、ご注意ください。

【連絡先】 ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

内閣府 地域活性化推進室内 関西圏区域会議担当

担当：百々海・梶谷

(電話) 03-5510-2462 (メールアドレス) i.kokkatoc@cas.go.jp

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
医療	保険外併用療養の拡充〔検討方針1.(3)〕	別添1
	病床規制に係る医療法の特例〔法第14条〕	別添2
都市再生・まちづくり	エリアマネジメントに係る道路法の特例〔法第17条〕	別添3

《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

施行令 : 国家戦略特別区域法施行令

検討方針 : 国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成25年10月18日日本経済再生本部決定）

※ 別添1～3の各シートにおいて記載する要件は、各特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、一般に、実施主体に加えるかの判断に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。

(別添 1)

保険外併用療養の拡充

〔検討方針 1.(3)〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内にある病院であること。
- ②臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点であること。
- ③医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のものの保険外併用療養を行おうとするものであること。

(別添 2)

病床規制に係る医療法の特例 (国家戦略特別区域高度医療提供事業)

[法第 14 条関係]

【要件】

- ①国家戦略特別区域内の病院又は診療所で行うものであること。
- ②世界最高水準の高度の医療であって、国内においてその普及が十分でないものを提供しようとするものであること。

(別添3)

エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

〔法第17条関係〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内における道路の区域を対象とするものであること。
- ②施行令第5条で定める施設等を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、法第17条第1項各号に掲げる基準に適合すると見込まれること。